

# 公益社団法人鹿児島県森林整備公社公社営林公売公告書

鹿森公第 64 号  
令和6年10月 4日

公益社団法人 鹿児島県森林整備公社  
理事長 塩田 康一

次のとおり公益社団法人鹿児島県森林整備公社(以下「公社」という。)の公社営林の立木を一般競争入札により売払います。

## 1 物件の所在地及び数量等

物件	森林の所在地	樹種	面積	立木本数(本)	立木材積(m <sup>3</sup> )	林令
2号	始良市北山字井野 3536番2	スギ	0.06ha	18	25.940	41

## 2 入札の日時及び会場

(1) 日 時 令和6年11月6日(水曜日) 受付 11時00分から11時20分まで  
入札 11時30分から

(2) 会 場 鹿児島県林業会館 5階 会議室  
住所 鹿児島市山下町9番15号

※ 郵便入札, 電信入札は認めない。

## 3 入札参加資格

入札に参加できる者は, 次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 素材生産業, 木材加工業(木材チップ製造業を含む。)又は木材卸業を営む者  
上記業の確認は, 次の各号のいずれかによるものとする。

ア 過去2年以内の素材生産業, 木材加工業(木材チップ製造業を含む。)又は木材卸業における売買契約書若しくは請書の写し及びその契約に係る履行完了届等の写し

イ 素材生産業, 木材加工業(木材チップ製造業を含む。)又は木材卸業を営む者で構成される団体若しくは会社の場合は直近年度の決算書の写し

ウ 鹿児島県林材協会連合会(以下「林材協会」という。)所属員証の写し

エ その他これらに準じる書類の写し

オ 公社の公社造林事業等(間伐事業)入札参加資格を有する者(以下「公社事業入札参加者」という。)

カ 鹿児島県認定林業事業体(以下「認定事業体」という。)又は鹿児島県登録林業経営体(以下「登録経営体」という。)にあってはその登録証の写し

(2) 入札時において国及び地方公共団体等からの入札指名停止を受けていない者

(3) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場 所 鹿児島市山下町9番15号  
公社 4階

(2) 期 間 令和6年10月7日(月)から令和6年10月30日(水)まで  
午前9時から午後5時まで(土, 日曜日を除く)

- 5 入札説明書等の交付  
前記「4 契約条項を示す場所及び期間」において交付する。  
また、後記「6 現場説明」時においても交付する。

6 現場説明の日時及び集合場所

物件	森林の所在地	集合場所	日時	
2号	始良市北山字井野 3536番2	鹿児島県民の森「駐車場」	10月18日	10時30分

7 入札参加申込み

- (1) この公告による入札に参加しようとする者は、入札参加申込書を10月30日(水)までに当公売公告15に記載してある担当課に持参するか、FAX又は郵送(必着)により提出しなければならない。

なお、入札参加申込(別記様式第10号)は、3の(1)のアからカのいずれか並びに(2)、(3)及び(4)の誓約書(別記様式第11号)を添えて行うものとする。

- (2) 当該公売公告は、会社のホームページにも掲載している。

8 入札価格

落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満は切り捨て)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札保証金

入札保証金の額は、その者の見積る契約希望金額(消費税を含む。)の100分の5以上の額とする。

ただし、入札の時点で次のいずれかの資格を有する者は、入札保証金を免除する。

- (1) 林材協会の所属員
- (2) 公社事業入札参加者
- (3) 認定事業体
- (4) 登録経営体

入札保証金の納付は、現金・契約担当者が确实と認める金融機関が振り出しの小切手又は支払保証をした小切手(入札日から起算して5日以内に発行されたもので、振出地が鹿児島県内のものに限る)、若しくは保険会社との間において公社を被保険者とする入札保証保険契約書とする。

10 入札保証金の還付

入札保証金は、落札者が納付したのものについては落札者が契約を締結した後、落札者以外の者が納付したのものについては入札終了後速やかに還付する。

ただし、落札者については、契約保証金に充当できる。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 2以上の入札書による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札金額以外の記載事項が押印を付さずに加除訂正されている入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することができる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (6) その他入札条件に違反したと認められる者のした入札

12 落札

落札は、予定価格を上回る最高価格をもって入札した者を落札者として決定するものとする。

この場合において、同額の最高価格入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

13 契約の締結

落札決定の日から起算して公社の5営業日以内に、記名押印した契約書の案を契約担当者に提出しなければならない。

期間内に契約を締結しないときは、入札保証金は公社に帰属し、以後2年間は、公社営林の入札に参加できない。

14 搬出期限

物件	森林の所在地	搬出期限
2号	始良市北山字井野3536番2	6か月以内

15 入札及び契約に関する事務の問合せ先

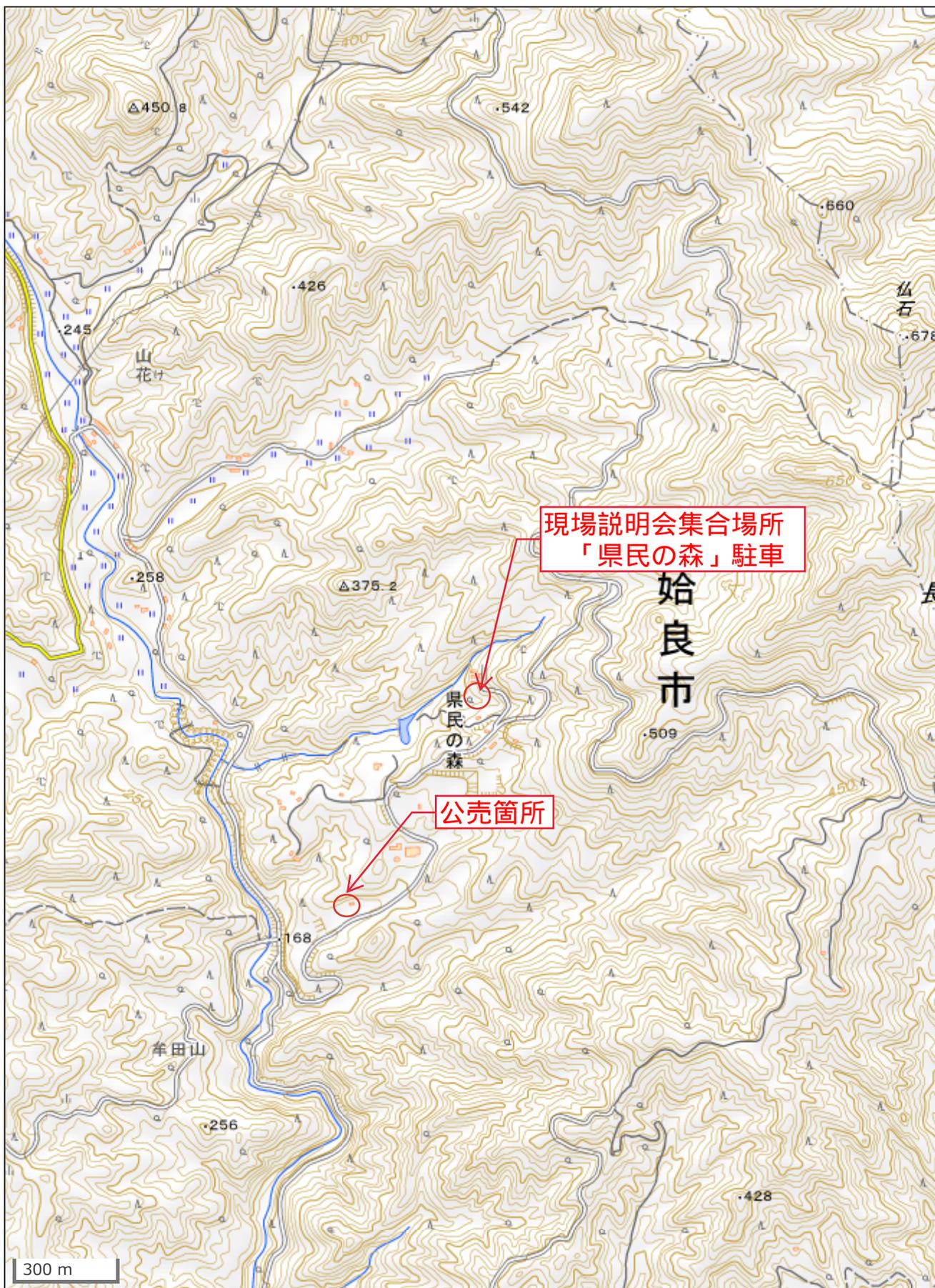
公社 総務部 管理課

住所 鹿児島市山下町9番15号 郵便番号 892-0816

電話 099-224-1333 FAX 099-224-1335

16 特記事項

- (1) 立木の売り払いに係る対象森林は、森林経営計画の対象森林ではありません。
- (2) 残材や枝条等は、安全な箇所に処理してください。
- (3) 搬出路として利用する道路については、事前の連絡調整や事後の修復等万全を期してください。
- (4) 立木処分区域内に混成する広葉樹等は、スギの伐採・搬出等のため支障となるもの以外は残存させてください。



(別記様式第10号)

公社営林の立木売り払いに係る一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

公益社団法人鹿児島県森林整備公社  
理事長 塩田 康一 様

申込人 住所  
氏名

印

令和6年11月6日に実施される下記の公社営林の立木売り払いに係る一般競争入札への参加を申し込みます。

なお、公売公告3の(1)、(2)、(3)、(4)の確認に係る書類は別添のとおりです。

また、入札に対し、入札物件の状況、公売公告の内容、売買契約書の内容、入札説明等すべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事項につき公益社団法人鹿児島県森林整備公社に対し、一切異議、苦情等を申しません。

記

- 1 所在地 始良市北山字井野 3536 番 2
- 2 物件名 公社営林の立木売り払い

(別記様式第 1 1 号)

## 誓 約 書

私は、今般、公益社団法人鹿児島県森林整備公社公社営林の立木売り払い一般競争入札に参加するに当たり、下記の事項について誓約します。

### 記

- 1 当該入札時において国及び地方公共団体等から入札指名停止を受けていません。
- 2 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者ではありません。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者ではありません。

令和 年 月 日

公益社団法人鹿児島県森林整備公社  
理 事 長 塩 田 康 一 様

住所

(ふりがな)

氏名

印

法人又は団体にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名

# 入札書

1 入札金額	一金
2 入札保証金	一金
3 入札件名	公社営林の立木売払い
4 区分又は番号	2号
5 入札物件の所在地	始良市北山字井野3536番2
<p>上記のとおり入札いたします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住所氏名 印</p> <p>代理人住所氏名 印</p> <p>契約担当者 公益社団法人鹿児島県森林整備公社 理事長 塩田 康一 様</p>	
令和 年 月 日 落札決定 通知 印	令和 年 月 日 入札保証金 還付 印

# 委任状

令和 年 月 日

公益社団法人鹿児島県森林整備公社

理事長 塩田 康一 様

住所  
氏名 印  
(法人にあつては名称及び代表者氏名)

下記の者を代理人として一般競争入札に関する一切の権限を委任いたします。

代理人 住所  
氏名 印

1 売買物件所在地 始良市北山字井野 3536 番 2

2 売買数量 スギ 18 本 25.940 m<sup>3</sup>

(様式第6号)

## 売 買 契 約 書

1 売買代金額 一金 円也  
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 一金 円也)

2 物件所在地

3 契約物件の内容

区 分	林小班又は 経営番号	面 積 h a	樹 種	本 数 本	材 積 m <sup>3</sup>	備考

4 契約物件の搬出期限 自 年 月 日  
至 年 月 日

5 売買代金の納入期限 年 月 日

6 契約保証金 一金 円也

上記物件の売買について、売渡人公益社団法人鹿児島県森林整備公社理事長 塩田 康一  
(以下「甲」という。)と買受人 (以下「乙」という。)  
とは、下記条項により売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、甲、乙記  
名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

売渡人 甲 住所 鹿児島市山下町9番15号  
氏名 公益社団法人鹿児島県森林整備公社  
理事長 塩田 康一

買受人 乙 住所  
氏名

## 条 項

### (契約保証金)

第1条 乙は、本契約締結の日時までに、契約保証金として売買代金額の100分の10以上の額を甲に納入しなければならない。

2 入札の際に入札保証金を納入しているときは、これを契約保証金に充当することができる。

3 第1項の契約保証金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 契約保証金には、利息を付さない。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

### (売買代金の納入)

第2条 乙は、売買代金から前条第1項の契約保証金を除いた金〇円を 年 月 日までに、甲の発する請求書により納入しなければならない。

### (遅延利息)

第3条 甲は、乙が第2条の規定により売買代金(契約保証金を除く)を納入しないときは、納入期限の翌日から納入を完了した日までの日数に応じ、売買代金(契約保証金を除く)の額に対し年2.5パーセントの割合で計算した額(その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。)を遅延利息として徴収するものとする。

### (契約物件の所有権の移転時期)

第4条 契約物件の所有権は、乙が売買代金を完納したとき、乙に移転するものとする。

### (契約物件の引渡)

第5条 契約物件の引渡しは、売買代金を完納した日から10日以内に契約物件所在地において、双方立ち会いの上行うものとする。

2 前項の規定により契約物件の引渡しを受けたときは、乙は甲に受領書を提出しなければならない。

### (契約不適合責任)

第6条 契約物件に数量、品質等の相違などがあっても、甲は契約不適合責任を負わないものとする。

### (搬出義務及び残存物の帰属)

第7条 乙は、搬出期限内に契約物件の搬出を終わらなければならない。

2 乙が搬出期限までに搬出を終わらなかった契約物件は、すべて甲に帰属する。

第8条 乙は、やむを得ない事情により搬出期限までに契約物件の搬出が終わらないときは、期限満了前10日以内に搬出期限延期申請書を甲に提出しなければならない。

2 甲は前項の申請があったときは、これを調査し、延期することがやむを得ないと認めた場合は、延期日数に応じ売買代金の額に対して年2.5パーセントの割合で計算した額の延期料を徴して、延期を承認するものとする。

但し、理事長は、天災その他の不可抗力により契約物件の搬出が終わらなかったと認める場合は、当該延期に係る延期料を減免することがある。

3 甲は、既に徴収した延期料は、当該延期期限満了前に搬出が終わったときにおいてもこれを返還しない。

(標識の保存)

第9条 乙は、契約物件の区域を示す標識を滅失し、又は損傷してはならない。

(搬出完了届)

第10条 乙は、契約物件の搬出が終わったときは、速やかに搬出完了届を甲に提出するものとする。

(契約物件の譲渡等)

第11条 契約物件について、乙は、甲の書面による承認を得た場合のほか、これを素材生産の目的外に使用し、又は第三者に譲渡することはできない。

(危険負担)

第12条 第5条の規定による所有権移転のとき以後において甲の責めに帰さない事故又は天災その他不可抗力により契約物件に損害を生じた場合は、乙の負担とする。

2 乙は、売買物件の所有界を超えた誤伐又は隣接木への損傷を与えた場合は、自らの費用負担で損害の賠償を行うものとする。

3 乙は、道路(国道、県道、市道、林道、農道等)を搬出路等として使用し、これを損傷させた場合は、道路管理者に連絡し指示を仰ぐとともに、その箇所について原則として自らの費用負担で補修し、原形復旧するものとする。

(作業の中止等)

第13条 甲は、契約成立後、法令の規定により又は公用公共用もしくは公益の用に供するため、その他のやむを得ない特別の理由により、契約を履行することができないときは、契約物件の伐採搬出その他契約に付随する作業の中止を命じ、当該履行不能の部分につき契約解除又は変更することができるものとする。

乙又は乙の使用人が、公社営林に重大な損害を与え、若しくは、与える恐れがあるとき又は法令若しくは契約に違反する行為があるときも同様とする。

2 乙は、前項後段の場合において、これによって生じた損害の賠償を甲に請求することはできないものとする。

(権利義務の譲渡等)

第14条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡、一括委託又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、書面により乙に通知して、この契約を解除することができる。

(1) 第2条および第3条の規定に違反したとき。

(2) 第12条および前条の規定に違反したとき。

(3) 契約の解除を申し出て、甲が適当と認めたとき。

(4) 前各号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 甲は、乙が提出した誓約書の内容が事実と相違することが判明した場合は、乙に弁明

の機会を与えた上で、本契約を解除することができるものとする。

(契約の解除及び変更の効果)

第 16 条 契約を解除し、又は変更した場合の効果は、当該解除又は変更の際既に搬出を終わった契約物件に対しては及ばないものとする。

2 前項の場合において、搬出を終わらなかった契約物件は、甲に帰属し、甲は、これに相当する売買代金を乙に返還するものとする。

この場合、返還金に対して利息を付さないものとする。

(損害賠償)

第 17 条 乙の責めに帰すべき理由により、甲が損害を受けた場合において、甲がその賠償を請求したときは、乙は、これを賠償しなければならない。

(施設の設置及び跡地の回復)

第 18 条 乙は、契約物件の伐採・搬出にあたり、土場・搬出道等を設置しようとするときは、期間・規模・位置等を甲に申し出なければならない。

2 乙は、契約物件の搬出期限が満了したとき又は契約が解除されたときは、当該施設を収去し、甲にこの旨を申し出なければならない。

(跡地の検査)

第 19 条 乙は、跡地検査に立ち会わなければならない。

(有益費等請求権の放棄)

第 20 条 乙は、契約を解除された場合又はこの契約が終了した後において、契約履行中に投じた有益費又は必要その他の経費を甲に請求しないものとする。

(根株の所属)

第 21 条 乙は立木の地上部分を買受けたものであり、立木の根株は甲に帰属する。

(疑義の決定)

第 22 条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義を生じたときは、甲・乙協議して定めるものとする。